

議案第 3 号

令和 7 年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について

令和 7 年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について、別紙のとおり
議決を求めます。

令和 7 年 4 月 1 4 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

諮 問

鳥取県教科用図書選定審議会

令和８年度に使用する小学校及び中学校並びに義務教育学校の特別支援学級用教科用図書、特別支援学校教科用図書については、令和７年度に採択することになっています。

鳥取県教育委員会は、この採択事務を行う市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長に対して、適切な指導、助言または援助を行う必要があります。

よって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号）第１１条第１項の規定により、下記事項について諮問します。

令和７年５月８日

鳥取県教育委員会教育長

足 羽 英 樹

記

- 1 令和８年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
- 2 令和８年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について
- 3 市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
- 4 県が設置する義務教育諸学校（県立特別支援学校）において使用する教科用図書の採択方法について

令和 7 年度教科用図書選定審議会の審議、答申の流れ

第 1 回教科用図書選定審議会（5 月 8 日）

- 県教育委員会から審議会への諮問
 - ① 令和 8 年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
 - ② 令和 8 年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について
 - ③ 市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
 - ④ 県が設置する義務教育諸学校（県立特別支援学校）において使用する教科用図書の採択方法について
- 諮問事項の①、③、④について協議
- 諮問事項の②の調査研究のための条件について協議

第 1 次答申（5 月）

- 審議会長から教育長へ諮問事項のうち下記の 3 事項について第 1 次答申
 - ・令和 8 年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について
 - ・市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が採択する場合に県教育委員会が行うべき役割について
 - ・県が設置する義務教育諸学校（県立特別支援学校）において使用する教科用図書の採択方法について

- 特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書（著作教科書及び一般図書）の調査研究
（第 1 回 5 月 19 日、第 2 回 6 月 3 日）

第 2 回教科用図書選定審議会（6 月 24 日）

- 諮問事項のうち下記の 1 事項についての協議。
 - ・令和 8 年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

第 2 次答申（7 月上旬）

- 審議会長から教育長へ諮問事項のうち下記の 1 事項について答申
 - ・令和 8 年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料について

- 第 2 次答申を受けて、市町村（学校組合）教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長に選定に必要な資料を送付
- 第 2 次答申を受けて、県立の特別支援学校において使用する教科用図書の採択決定

[資料2]

教科書採択事務の日程

(令和7年度) 学校種別：特別支援学校、特別支援学級

月 / 日	県教育委員会の事務	月 / 日	市町村（学校組合）教育委員会の事務
2月	・選定審議会委員の選考		
3 . 15	・選定審議会委員の付議（教育委員会へ）		
4 . 14	・選定審議会委員変更の付議（教育委員会へ）		
4月中旬	・審議会委員の委嘱		
4月中旬	・調査員の委嘱		
5 . 8	・第1回選定審議会（諮問）		
5月	・選定審議会から第1次答申		
5 . 19	・第1回 調査員研究		
6 . 3	・第2回 調査員研究		
6月～7月	・教科書展示会開催（連続した14日間）		
6 . 24	・第2回選定審議会		
7月上旬	・選定審議会から第2次答申		
7月上旬	・採択基準、選定資料を市町村教委へ送付	→	・県からの採択基準、選定資料受取
7月中旬	・需要数等報告事務説明会（地区別）		
8月下旬	・市町村教委からの需要数報告	←	・需要数報告
9月上旬	・文部科学省への検定教科書及び著作教科書の需要数報告		
9 . 8	・教育委員会に答申の報告		
9月中旬	・文部科学省への一般図書の需要数報告		

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日法律第一八二号)

最終改正: 令和四年六月一七日法律第六八号

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。